

平成30年中における 探偵業の概況

警察庁生活安全局生活安全企画課

第1 平成30年中における探偵業の概況

1 探偵業の届出状況

平成30年末の届出業者数は、5,852業者であり、前年比114業者の増加となっている。

表1 探偵業の届出状況の推移(平成28年～平成30年)

内 容	年 別		平成30年	前年比 (平成29年との比較)
	平成28年	平成29年		
届出業者数	5,691	5,738	5,852	114
個人	4,151	4,185	4,239	54
うち主たる営業所数	4,000	4,082	4,110	28
法人	1,540	1,553	1,613	60
うち主たる営業所数	1,169	1,167	1,179	12
新規届出数	617	650	699	49
個人	430	476	509	33
うち主たる営業所数	418	464	496	32
法人	187	174	190	16
うち主たる営業所数	149	128	136	8
廃止届出数	587	594	574	▲20
死亡による証明書の返納数	7	9	11	2

2 探偵業の業務の適正化に関する法律違反等の検挙状況

(1) 探偵業の業務の適正化に関する法律違反の検挙状況

平成30年中における探偵業の業務の適正化に関する法律違反の検挙件数及び検挙人員は、5件4名であった。

表2 探偵業の業務の適正化に関する法律違反の検挙状況の推移(平成28年～平成30年)

内 容	平成28年		平成29年		平成30年	
	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員
無届け営業	3	3	0	0	1	2
重要事項説明書虚偽等	0	0	0	0	0	0
従業者名簿に係る不整備・虚偽記載等	1	1	0	0	0	0
指示処分違反	0	0	0	0	0	0
その他	1	2	5	4	2	0
総 数	5	6	5	4	3	2

(2) 探偵業務に関する他法令違反の検挙状況

平成30年中に探偵業者及び探偵業従事者が、探偵業務に関し他の法令等の規定に違反して検挙された主な事例としては、建造物侵入、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等がある。

3 探偵業者に対する行政処分状況

平成30年中の探偵業者に対する行政処分は、営業廃止命令が0件(前年比-1件)、営業停止命令が1件(前年比±0件)、指示が39件(前年比-2件)であった。

その内容については、次のとおりである。

表3 探偵業者に対する行政処分(廃止命令)状況(平成28年～平成30年)

年 別 内 容		平成28年	平成29年	平成30年	前年比
		営業廃止命令件数	0	1	0
欠 格 事 項	第3条第1号該当者				
	第3条第2号該当者		1		
	第3条第3号該当者				
	第3条第4号該当者				
	第3条第5号該当者				
	第3条第6号該当者				
欠格事項合計数		0	1	0	▲1

表4 探偵業者に対する行政処分(停止命令・指示)状況(平成28年～平成30年)

年 別 内 容	平成28年		平成29年		平成30年		前年比	
	停止	指示	停止	指示	停止	指示	停止	指示
営業停止命令・指示件数	4	53	1	41	1	39		▲2
変更届出書等虚偽		14		7		8		1
実施原則違反		6		3		4		1
書面受理違反		7		4		3		▲1
書面交付違反	3	12		10		8		▲2
違法行為認知業務								
探偵業以外委託								
守秘義務違反		2				1		1
資料不正等利用						1		1
教育義務違反								
名簿不整備・虚偽		7		9		7		▲2
証明書掲示違反		2		6		2		▲4
業に関し他法令違反	1	3	1	2	1	5		3
指示処分違反								
違反行為合計数	4	53	1	41	1	39		▲2

※ 1回の命令・指示の中に、複数の違反行為が含まれる場合がある。